

これまでの会議の報告

令和5年9月15日

近畿地方整備局 淀川河川事務所
淀川管内河川保全利用委員会 事務局

連絡調整会議の報告

令和5年度 会議の流れ

連絡調整会議(6月16日(金)開催)

【内容】

- ・前年度の報告、および今年度の河川保全利用委員会の方針について

占有者説明会(7月14日(金)開催) 於:中央流域センター

【内容】

- ・占有施設説明書、およびチェックリストについて

河川保全利用委員会現地視察、および審議

委員会

現地視察会、委員会の日程と審議会場(予定)

木津川下流河川保全利用委員会	9月15日(金)、アスパアやましろ(木津川市)
淀川本川河川保全利用委員会	9月20日(水)、枚方市総合文化芸術センター別館(枚方市)
宇治川河川保全利用委員会	9月26日(火)、上流域流域センター(伏見区)
桂川河川保全利用委員会	なし

令和5年度 連絡調整会議の報告

■連絡調整会議

- 日時 令和5年6月16日(金) 15:00~17:00
- 場所 中央流域センター(リモート併用)
- 出席者(敬称略)

	氏名	役職	所属・役職	出欠
淀川本川	森本 幸裕	委員長	京都大学 名誉教授 公益財団法人 京都市都市緑化協会 理事長	○
	中川 一	副委員長	京都大学 名誉教授	○
宇治川	綾 史郎	委員長	大阪工業大学 名誉教授	○
	福井 亘	副委員長	京都府立大学 生命環境科学研究科 教授	○
桂川	下村 泰史	委員長	京都芸術大学 芸術教養学部 教授	○
	岡 秀郎	副委員長	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事	欠席
木津川下流	村上 興正	委員長	元 京都大学 理学研究科 講師	欠席
	宗田 好史	副委員長	関西国際大学 国際コミュニケーション学部 教授	○

■連絡調整会議での委員の意見等

- ✓ 本委員会の趣旨を理解し、これからも占用地の適正な保全・利用に努めていただきたい。
- ✓ 事務局で作成した「指針(案)」も含め、保全利用委員会の趣旨を占有者に周知してほしい。
- ✓ 占有担当部局のみでなく、環境部局、教育部局など、関連する複数の部署で情報を共有し、河川敷の占用地の適正な保全、利用を連携して努めていただきたい。
- ✓ 守口市、京都市等で実施している「環境学習会」の取り組みは評価できる。スポーツ利用の青少年以外の年齢層の参加もできるとなお良い。
- ✓ 他の占用地でも先行事例を参考に積極的に取り組まれない。
- ✓ 河川保全利用委員会は「川ならでは」の利用の推進を目標としてきた。自然に対する社会的位置づけが変わってきている中、河川はそのポテンシャルを持っている。放置するのではなく、人間が手を入れることによって良好な自然を保つ、ということが重要である。

占有者説明会の報告

■ 占用者説明会

- 日時 令和5年7月14日(金) 14:00~15:00
- 場所 中央流域センター
- 出席者 占用者11名、河川管理者3名、事務局4名
- 説明内容
 - ✓ 連絡調整会議の報告
 - ✓ 占用施設説明書、チェックリストについて
 - ✓ 今後の会議予定
 - ✓ 河川保全利用指針(案)について



■ 占用者説明会のようす

河川	番号	名称	許可受人	ランク	前回
淀川	7	緑地(休養施設)	摂津市 (建設部 水みどり課)	C	H30
	11	公園	守口市 (都市整備部 公園課)	C	H30
	13	運動広場	寝屋川市 (教育委員会 文化スポーツ室)	A	R2
	14	守口市淀川河川敷運動広場	守口市 (市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課)	A	R2
	18	公園	高槻市 (都市創造部 公園課)	C	H30
	70	よし畑公園	島本町 (都市創造部 都市整備課)	C	H30
木津川	41	山城コミュニティ運動広場	木津川市 (教育委員会 社会教育課)	A	R2
	43	木津川河川敷多目的広場 (下粕多目的広場)	精華町 (教育委員会 生涯学習課)	A	R2
宇治川	23	改進黨運動広場	京都市 (文化市民局 共生社会推進室)	C	H30
	25	京都府立宇治公園	京都府 (山城北土木事務所 施設保全課)	A	R2
	30	模型飛行場	一般社団法人 関西模型クラブ連合会	A	R2
桂川	無し				

<参考> 審議対象案件のランク分けについて

■ランク分けの目的

- ✓ 審議の効率化を図ることを目的として、対象案件のランク付けを行うこととした。
- ✓ 平成19年度の審議対象から、順次、ランク付けの審議を行ってランクを設定している。

■ランク分けの考え方

- ランクA: 委員会で十分に審議する必要がある案件
 - ※ 占用面積が大きい、利用上の課題があるなど、継続審議が必要な案件
 - ※ 生態系・自然環境の保全の観点から、利活用にあたり配慮が必要な案件
 - ※ 利用に適しているか判断が必要な案件
- ランクB: 「A」あるいは「C」に決定していない案件
 - ※ 新規に審議対象に加わった案件
- ランクC: 委員会で状況を確認する案件、または事務局からの報告のみで良いとされた案件
 - ※ 生態系・自然環境の保全上、問題ないと考えられる案件
 - ※ 堤内側の公園で、敷地の一部が河川区域に含まれるため占用手続きを取っている案件